

令和３年第１１回・西海市農業委員会総会議事録

- １．開催日時 令和３年１１月２５日（木）
午後２時００分から午後３時３０分
- ２．開催場所 西海公民館 ２階講堂
- ３．委員定数 条例定数１９人 現委員１９人
- ４．出席委員 （１７人）

会 長	１ 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	２ 番	松 本	千 代 治						
委 員	３ 番	山 口	隆	４ 番	谷 脇	文 弘	５ 番	松 崎	常 俊
	６ 番	津 口	祐 二	７ 番	岸 本	六 郎	８ 番	白 石	幸 憲
	１０ 番	葉 山	諭	１１ 番	瀬 川	洋 子	１３ 番	辻 尾	政 幸
	１４ 番	朝 長	久 夫	１５ 番	宮 崎	壽 治	１６ 番	水 嶋	政 明
	１７ 番	葉 山	静 子	１８ 番	知 念	近 海	１９ 番	田 中	初 治
- ５．欠席委員（２人）

９ 番	福 田	務	１２ 番	浦 口	大 輔
-----	-----	---	------	-----	-----
- ６．議事日程
 - 第１ 議事録署名委員の指名
 - 第２ 議案第５２号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第５３号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５４号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 許可不要案件届出について
農用地利用集積計画の合意解約について
- ７．事務局 事務局長：浦野幸征 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
- ８．会議の概要

事務局 只今から令和３年西海市農業委員会第１１回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員１９名中１７名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、4 番：谷脇委員、5 番：松崎委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 52 号の 1 番ですが、本案は、18 番委員が申請人に「代理」している農地の権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

《18 番委員退席》

議 長 それでは、1 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 52 号農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」について説明いたします。資料は 1 頁となります。物件は西彼町下岳郷字前田の田 1 筆 955 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、今回、相続により取得した申請地について、譲り渡し人の希望により、贈与による所有権移転登記を行うもの、となっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 2 頁から 6 頁までで、2 頁に位置図、3 頁に付近状況図、4 頁に現況写真、5 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り渡し人の自宅から 140m の位置にあり、徒歩で約 2 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、11 番委員、補足説明をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。21 日の日曜日に、今回申請分を、地元推進委員と現地確認しました。1 番の申請地は下岳神社のすぐ横にあります。譲り渡し人は、農業をされておらず、子供さんも娘さん 3 人で、今後もする予定がないため、親戚関係にあります譲り受け人に贈与して耕作してもらうことになったそうです。譲り受け人は、ブドウ、ミカン、アスパラ、稲作と熱心に農業されている方なので、この先も間違いないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 52 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 18 番委員、入室してください。
《18 番委員着席》

議 長 続きまして、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 7 頁となります。物件の所在は、西彼町八木原郷字大石の田・計 1 筆・34 m²の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「宅地」、移転の事由は「宅地の一部が崩落の危険があるため、今回土地を購入し、補修工事をして、危険を回避するもの。」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。添付資料は、8 頁から 14 頁までで、8 頁に位置図、9 頁に付近状況図、10 頁に現況写真、11 頁に字図、12 頁に航空写真・農地区分判定資料を添付しています。13 頁に被害防除計画書、14 頁に土地利用計画図を添付しています。既存宅地に隣接する申請地を造成する予定となっています。13 頁にもどり、造成計画等の内容ですが、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、盛土を行う最高 1.8m 最低 1.3m。

被害防除措置として擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由として、既存宅地と一体的に利用するために盛土を行い、擁壁を設ける。その後にコンクリート舗装、コンクリートブロック塀を設置する。また排水については、雨水のみで、既存宅地と一体的に既存の放流施設へ排出を行うため、付近農地に影響はなく、土砂流出の恐れもない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は無し、河川管理者等との協議内容は自然流下のため、特に被害が発生する可能性はない。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、擁壁だけ設けるため、農地等への被害発生の恐れはないとなっています。工期は許可日から6か月を予定しています。申請地は西側が山手、東側が海岸の丘陵地で、国道206号線と西彼杵道路に挟まれた場所にあり、申請者の宅地と田や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、15番委員お願いします。

15番 15番委員です。21日に、地元推進委員と現地確認を行い、申請者から事情を聞いてきました。住宅の裏側の石垣が下がって隙間が出来ていたり、膨れ出したりしており、早急に修理が必要な状況でした。資料の10頁の右下の写真のように、石垣の上に土止めのブロックを打っていますが、これも石垣が下がったために、斜めになって傾いており、もう待ったなしと思われました。申請地については、現在稲作はしていませんが、草刈りなどはされており、オリーブに似た低木が数本植えられている以外は特に耕作はされておりません。また住宅壁と石垣の間が、人が通れないぐらい狭くなっており、補修工事に必要な最小限の範囲と判断いたします。申請地の売買については、地主との合意は既に出来ており、許可が下り次第、工事を始めたいということでした。以上ですよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第53号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第53号「農地法第5条の規

定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第54号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料15頁をお願いします。議案第54号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。今回は通常分6件・17筆・9,543㎡と同意書分125件・690筆・505,655㎡の合計延べ131件で実質128件・707筆・515,198㎡について、審議を頂きたいと思います。

通常分について説明します。資料の15頁をお願いします。物件1番から5番の5筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は16頁及び17頁から21頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住まい方です。16頁に申請地位置図、17頁に付近近況図、18頁・19頁に現況写真、20頁に字図、21頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

次に、物件6番から12番の7筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は16頁及び22頁から29頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住まい方です。16頁に申請地位置図、22頁に付近近況図、23頁・24頁に現況写真、25頁から27頁に字図、28頁・29頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件13番の1筆は西海町太田和郷の物件で、資料は16頁及び30頁から33頁です。申請者は西海町太田和郷にお住まい方です。16頁に申請地位置図、30頁に付近近況図、31頁に現況写真、32頁に字図、33頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件14番の1筆は西彼町下岳郷の物件で、資料は16頁及び34頁から37頁です。申請者は佐世保市瀬戸越町にお住まい方です。16頁に申請地位置図、34頁に付近近況図、35頁に現況写真、36頁に字図、37頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件15番の1筆は大瀬戸町瀬戸東濱郷の物件で、資料は16頁及び

38 頁から 41 頁です。申請者は長崎市八幡町にお住まい方です。16 頁に申請地位置図、38 頁に付近近況図、39 頁に現況写真、40 頁に字図、41 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現地到達が困難で遠方からの確認でしたが雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

物件 16 番・17 番の 2 筆は西彼町下岳郷の物件で、資料は 16 頁及び 42 頁から 45 頁です。申請者は西彼町下岳郷にお住まい方で、相続対象物件です。16 頁に申請地位置図、42 頁に付近近況図、43 頁に現況写真、44 頁に字図、45 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番から 12 番の補足説明を、13 番委員にお願いします。

1 3 番 1 番から 5 番については、23 日に現地確認に行きましたが、雑木等が生い茂っており非農地として問題ないと思います。6 番から 12 番も竹等が生い茂っており、耕作不能と判断され、非農地として問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、13 番の補足説明を、5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。23 日に、私と 17 番委員と地元推進委員の 3 人で現地を見てきました。所有者が前もって地元推進委員に相談をしており、また、私たちも普段から目にしているところでもあります。31 頁の写真を見てもらいたいと思いますけど、竹が生い茂り、また最近の道路の拡幅工事で土地も狭くなっているため、現状ではとても畑には出来ないだろうと 3 人で判断しました。非農地として問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 続きまして、14 番、16 番、17 番の補足説明を、11 番委員にお願いします。

1 1 番 11 番委員です。14 番の非農地の申請について、この土地は、以前市道建設のため残った細長い狭い土地で、現在は竹が生い茂り、畑には戻らないと思われ、非農地にしてもよいと思いますのでよろしくお願いします。

いします。16 番、17 番の申請ですけど、ここは、道路には面していますが、斜面地で雑木も生い茂り、荒れ地になっており、耕作は無理だと思われます。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、15 番の補足説明を、7 番委員にお願いします。

7 番 7 番委員です。22 日に現地を確認に行ってきた。該当の土地もその周辺も、ダンチクがびっしり植わっていて、周りの農地も耕作しているところはなく、ダンチクに覆われている状況で荒れていました。該当土地の非農地判断は、やむを得ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 54 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 54 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 17 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 54 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。なお本案は、5 番委員および 9 番委員自身が関係する事案が含まれていますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事に参与できません。両委員につきましては、審議終了まで退席をお願いします。

《5 番委員退席、9 番委員は欠席》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 46 頁をお願いします。議案第 54 号非農地通知の対象とすることの決定について同意書分を説明します。今回は 125 件、690 筆・505,655 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、令和 2 年度の農地パトロールにおいて、B 分類の判定をしている農地を対象とし、土地所

有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、10月2日以降11月9日までに受け付けた分と11月12日分の1件の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として提案している状況です。

説明に入ります。46頁の物件1番から77頁の622番の622筆は西海町の物件です。申請者の方は、西海町にお住まいの方、西海町の法人の方、崎戸町にお住まいの方、西彼町にお住まいの方、長崎市にお住まいの方、武雄市にお住まいの方です。77頁の623番から80頁の686番の64筆は崎戸町の物件です。申請者の方は福岡市中央区の法人の方です。80頁の687番から691番の5筆は大瀬戸町の物件で申請者の方は長崎市八幡町にお住まいの方と大瀬戸町にお住まいの方です。関係資料は81頁から91頁までと別冊の1頁から116頁までです。

81頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。82頁から91頁に航空写真配置図を添付しました。82頁から88頁に西海町、89頁に崎戸町、90頁・91頁に大瀬戸町の配置図を添付しています。赤枠内の番号「1」が航空写真の番号「1」と連動しています。別冊1頁から116頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。46頁の申請地「1番」申請地番「431番1」の地図等の「西海1」について、81頁の配置図1の赤枠「1」と、85頁の西海町木場郷、太田原郷、太田和郷、中浦北郷の赤枠1と、別冊1頁の航空写真の西海1「No.1」、「431-1」が、それぞれ連動しています。

申請地のほうですが、筆界未定地が1筆（690番）存在しますが、全体的にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。以上、同意書分125件、690筆、505,655㎡について審議をお願いします。当月分の累計として19頁の下段に計707筆、515,198㎡と記載しております。

なお、133番の物件が現地確認不能地になっているために、通し番号では691番までありますが、非農地通知の発出数としては、その1筆を除いた690筆となります。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、議案54号の同意書分について説明がありました。同意書分には補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 54 号の同意書分 1 番から 691 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 5 番委員、入室してください。

《5 番委員、着席》

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 117 頁から 142 頁となります。今回は農地転用許可不要案件届 4 件について報告します。

118 頁をお願いします。本件は携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は大瀬戸町雪浦河通郷字フシノ木谷の畑 1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 165 m²のうち 2.25 m²を携帯電話無線基地局建設用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。関係資料は 117 頁及び 119 頁から 124 頁までで、117 頁に位置図、119 頁に付近近況図、120 頁に現況写真、121 頁に字図、122 頁に航空写真、123 頁に土地利用計画図・平面図、124 頁に立面図を添付しています。事務局からの説明は以上です。

引き続き 125 頁をお願いします。本件は携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は西海町七釜郷字立石の畑 1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 3,088 m²のうち 2.25 m²を携帯電話無線基地局建設用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日を予定しています。関係資料は 117 頁及び 126 頁から 131 頁までで、117 頁に位置図、126 頁に付近近況図、127 頁に現況写真、128 頁に字図、129 頁に航空写真、130 頁に土地利用計画図・平面図、131 頁に立面図を添付しています。事務局からの説明は以上です。

次に 132 頁・133 頁をお願いします。本件は農業用施設の設置を目的としたもので、申請地は西海町黒口郷字崎辺の畑 2 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。1 番は申請地の面積 22 m²を農業用倉庫 54.4 m²の敷地の一部として使用する申請となってい

ます。工期は平成 25 年不詳新築で事後報告分となります。2 番は申請地の面積 128 m²を作業場敷地として昭和 50 年頃に利用開始し、その後木造の作業室を建築、10 年程利用し、昭和 62 年頃に居住用に用途変更した事後報告分となります。今回 1770 番地に自宅を新築することとなり、付属家の登記を行う関係で今回の届出に至ったと聞いております。関係資料は 117 頁及び 134 頁から 140 頁までで、117 頁に位置図、134 頁に付近近況図、135 頁に現況写真、136 頁に字図、137 頁に航空写真、138 頁と 139 頁にそれぞれの被害防除計画書、140 頁に土地利用計画図を添付しています。周辺の土地も自己所有地であるため、周辺農地に被害発生のおそれがない状態となっています。事務局からの説明は以上です。

141 頁・142 頁をお願いします。本件は農用地利用集積計画の合意解約の通知があった件です。県農業振興公社との貸借契約を行っていた案件で、平成 27 年に 10 年間の契約を結んでいましたが、貸借相手が不在となり、県公社が管理を行っていましたが、公社が管理を行う 3 年の期間が経過したため、解約を行うこととなった分 2 件 3 筆分の合意解約の報告分となっています。今回は利用集積に係る議案がなかったため、合意解約分の報告を行った次第です。事務局からの説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。
無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
来月の総会は
日時 令和 3 年 12 月 27 日(月) 午後 2 時 00 分から
場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

代 理 これを持ちまして西海市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 3 年 11 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人